

(趣旨)

第 1 条 この規約は、「ヨコハマトリエンナーレ 2017 チケットサポーター」制度（以下「サポーター制度」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 サポーター制度は、3 年に一度の現代アートの国際展「ヨコハマトリエンナーレ 2017」を、サポーターと横浜トリエンナーレ組織委員会（以下「組織委員会」という。）とが一体となって盛り上げることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サポーター ヨコハマトリエンナーレ 2017 の趣旨に賛同し、チケット購入を通じて、ヨコハマトリエンナーレ 2017 を盛り上げるため、サポーター制度への登録手続等を行い、サポーター制度に登録したものをいう。
- (2) セット券 ヨコハマトリエンナーレ 2017 会場、BankART Life V 会場及び黄金町バザール 2017 会場を鑑賞することができるチケットをいう。
- (3) 鑑賞券 ヨコハマトリエンナーレ 2017 会場のみを鑑賞することができるチケットをいう。
- (4) 法人等 法人格を有する団体、その他組織委員会が認める団体をいう。

(登録条件)

第 4 条 サポーターとなるものは、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 横浜トリエンナーレの基本的な考え方（別紙 1）に理解があり、事業の成功に賛同する 20 歳以上の個人及び法人等であること。
- (2) 特定の政治的活動・宗教的活動をする目的でサポーター制度に登録しようとするものでないこと。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）に規定する、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

(サポーター登録)

第 5 条 サポーター制度への登録を希望する個人又は法人等（以下「登録希望者」という。）は、ヨコハマトリエンナーレ 2017 特設 WEB サイト（以下「特設 WEB サイト」という。）の登録フォーム若しくは申込書に必要事項を入力又は記載し、サポーター登録申請（以下「登録申請」という。）を行うものとする。

2 組織委員会は、登録希望者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、サポーター登録を拒否することができるものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 第 4 条に抵触すると組織委員会が認めた場合
- (3) 組織委員会と連絡が取れない場合
- (4) サポーター登録の目的が、不当な利益を得ることを目的とした鑑賞券等の売買行為にあると組織委員会
が認めた場合
- (5) その他、サポーター登録の拒否が相当であると組織委員会が判断した場合

3 登録申請の受付は、平成 29 年 4 月 25 日から平成 29 年 8 月 3 日までとする。

4 登録希望者は、登録申請を行ったことにより、本規約の定めに従うことに同意したものとみなす。

5 登録希望者は、登録手続が完了した時点をもってサポーターとなり、この規約に基づきサポーターとしての権利を取得し、及び義務を負うものとする。

(登録情報の変更)

第 6 条 サポーターは、第 5 条に基づき登録した情報に変更が生じた場合、都度組織委員会へ届け出なければな

らないものとする。

- 2 組織委員会は、サポーターが前項に定める登録情報の変更を届け出る必要があるにもかかわらず、これを怠ったことにより、第9条及び第10条に定めるサポーター特典を享受できなかったとしても、一切の責任を負わないものとする。

(登録の抹消)

第7条 組織委員会は、サポーターが次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事前の通知なしにサポーター登録を抹消することができるものとする。

- (1) 登録情報に虚偽の内容が含まれていた場合
 - (2) ヨコハマトリエンナーレ2017の運営を故意に妨害する等、不適当な行為を行った場合
 - (3) 本規約に違反した場合
 - (4) 法令の定め違反した場合
 - (5) 公序良俗に反する行為を行った場合
 - (6) その他、組織委員会が、当該個人又は法人等をサポーターとして不適当であると判断した場合
- 2 組織委員会は、前項に基づきサポーター登録を抹消したことにより、当該サポーター又は第三者に損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとする。

(サポーター会費等)

第8条 登録希望者は、第5条に基づく登録申請を完了した後、次の各号に掲げる区分に応じてサポーター会費を組織委員会に支払うものとする。

なお、振込手数料は組織委員会が負担するものとし、登録希望者は、振込手数料を控除した金額を支払うものとする。

- (1) サポーターA：3万円(税込み)
 - (2) サポーターB：5万円(税込み)
 - (3) サポーターC：10万円(税込み)
- 2 組織委員会は、前項に定めるサポーター会費の支払を確認した時点をもって、サポーター制度への登録手続きが完了したものとみなす。
 - 3 組織委員会は、理由の如何を問わず、サポーター会費をサポーターに対して返金しないものとする。
 - 4 サポーターは、登録手続き完了後から平成29年8月3日までの間に限り、第1項各号のサポーター区分に応じたサポーター会費を追加して支払うことにより、次条及び第10条に定めるサポーター特典を追加して享受することができるものとする。ただし、券種の変更はできないものとする。

(サポーター特典・鑑賞券等の配付)

第9条 組織委員会は、登録手続き完了後、速やかに次の各号に掲げるとおりセット券又は鑑賞券(以下「鑑賞券等」という。)をサポーターに送付するものとする。

なお、鑑賞券等の配送料については組織委員会が負担する。

- (1) サポーターA：セット券14枚又は鑑賞券22枚
- (2) サポーターB：セット券25枚又は鑑賞券37枚
- (3) サポーターC：セット券51枚又は鑑賞券74枚

(サポーター特典・サポーター氏名等の掲載)

第10条 組織委員会は、登録手続き完了後、サポーターの氏名又は法人等の名称(以下「氏名等」という。)を、特設WEBサイト及び公式記録集に掲載する。ただし、外字・旧字での掲載は不可とする。

なお、特設WEBサイト及び公式記録集に掲載する氏名等は、登録申請時のものから変更することはできないものとする。

- 2 サポーターは、特設WEBサイト及び公式記録集への氏名等の掲載を希望するか否かについて、登録申請時に選択するものとする。
- 3 第1項に基づき掲載する氏名等は、本名又は正式な名称のみとし、仮名・変名等での掲載は認めないものと

する。

なお、組織委員会は、氏名等が本名又は正式な名称と異なることが判明した場合、特設 WEB サイト及び公式記録集への掲載を拒否することができるものとする。

- 4 サポーターは、理由の如何を問わず、特設 WEB サイト及び公式記録集に氏名等が掲載されていないことをもって、第 8 条に基づき支払ったサポーター会費の返却を求めることはできないものとする。
- 5 組織委員会は、第 7 条第 1 項に基づきサポーター登録を抹消した場合、当該サポーターの氏名等について、特設 WEB サイトから削除し、及び公式記録集に掲載しないものとする。

(免責)

第 11 条 組織委員会は、サポーターが被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第 12 条 組織委員会は、次の各号に掲げる目的の範囲で利用するため、サポーター申込者名、年齢、鑑賞券等送付先住所、電話番号、電子メールアドレス、振込名義、掲載する氏名等（以下これらを総称して「サポーター情報」という。）を取得・保有し、サポーター情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じるものとする。

- (1) 鑑賞券等の発送に関する事。
- (2) その他、サポーター制度の運用に必要な事項に関する事。

(個人情報の第三者提供)

第 13 条 組織委員会は、法令に基づく場合や、前条に記載のある場合を除き、組織委員会が取得するサポーター情報を、サポーターの同意を得ないで第三者（組織委員会が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して提供しないものとする。

(規約の変更)

第 14 条 組織委員会は、本規約を随時変更できるものとし、変更した場合、特設 WEB サイト等で告知するものとする。

なお、変更の規約は、特設 WEB サイトに掲載した時点からその効力が生じるものとする。

附 則

本規約は、2017 年 4 月 25 日より施行する。

